

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料率の見直しについて ■

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成24・25年度 (年間) 47,709円	→	平成26・27年度 (年間) 51,472円 (3,763円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成24・25年度 10.61%	→	平成26・27年度 10.52% (0.09ポイント減)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限度額)	平成24・25年度 55万円	→	平成26・27年度 57万円 (2万円増)

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

■ 平成25年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の 被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません
2割軽減	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)



■ 平成26年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の 被保険者数) ※ 単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

◆ 保険料の計算方法 (平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします